

令和6年7月25日からの大雨による農業被害に対する 支援の充実強化を求める意見書

本県では、令和6年7月25日から26日にかけて記録的な大雨に見舞われ、県北部を中心に連続して発生した線状降水帯は、本県の風水害として過去最大の甚大な被害をもたらした。

特に、本県の基盤産業である農業においては、農作物の浸水・冠水、農業施設・農業用機械の浸水、農地の流出、農地・園地への流木や土砂の流入などが発生し、本県農林水産業の被害は県内33市町村に及び、被害額は332億円に上っている。

本県においては、関係市町村等と連携し、応急対策、災害復旧に全力で取り組んでいるところであるが、この度の大雨では多数の農地・農業施設が被災したため、次期作付けまでに復旧が間に合わず、作付け面積が縮小し、翌年の大幅な収入減少が見込まれている。さらには、既存の収入保険制度において、昨今の米価の上昇により基準収入を下回らず、被災により失われた収入について、補償に至らないケースが多発している状況である。

近年の異常気象による度重なる被害に加え、ウクライナ情勢や円安の影響等による肥料や飼料等の農業生産資材の高騰により、本県の生産現場や事業者の間では事業継続の断念や意欲減退の声が広がっているが、これは、農業を取り巻く全国的な課題であり、本県の基盤産業である農業の衰退も懸念されるところである。

よって、国においては、被害を受けた農業者が希望を持って営農を継続し、一日も早い経営再建を実現するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 被害を受けた農業者の再生産や経営再建に向けた意欲を減退させることのないよう、農地の災害復旧が間に合わないことによる次期作付けの減少に対し、新たな支援策を講じること。
- 2 被害を受けた農業者に対して、災害による逸失利益への補填がなされるなどの新しい保険や制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月18日

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	関口昌一	殿
内閣総理大臣	石破茂	殿
財務大臣	加藤勝信	殿
農林水産大臣	江藤拓	殿
内閣府特命担当大臣（防災）	坂井学	殿

内閣官房長官 林 芳正 殿

山形県議会議長 森田 廣